

# 仕 様 書

## 1 概 要

### (1) 需要場所

施設名	住所
九州農政局喜界島農業水利事業所	鹿児島県大島郡喜界町大字荒木90番地2

### (2) 業種及び用途

官公庁（事務所）

## 2 仕 様

### (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式

- ①供給電気方式 交流3相3線式及び交流単相3線式
- ②供給電圧（標準電圧） 交流3相3線式 200V、交流単相3線式 100V
- ③計量電圧（標準電圧） 交流3相3線式 200V、交流単相3線式 100V
- ④標準周波数 60Hz
- ⑤受電方式 1回線受電

### (2) 予定契約電力、予定電力使用量

施設名	予定契約種別 予定契約容量	月予定平均電力使用量
九州農政局喜界島農業水利事業所	従量電灯C 4.5kVA	1,295kwh
"	低圧電力 19kW	792kwh

注1) 予定契約種別は、九州電力送配電（株）奄美配電事業所の契約種別を記載している。

注2) 月予定平均電力使用量は、令和6年12月～令和7年11月までの月平均電力使用量である。

### (3) 予定履行期間 令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日

### (4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計の構成 電力需給用複合計器

### (5) 需給地点

各施設の引込柱上に設置した地中開閉器の電源リード線の接続点とする。

### (6) 計量地点

各施設の引込柱

### (7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

- (8) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ。

### 3 その 他

- (1) 力率は使用期間中 100%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (4) 入札は外税方式により行う。なお、落札者が内税方式の場合には、契約書の料金体系を内税方式に変更することができる。
- (5) 入札に際し、力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般送配電事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (6) 落札者は、力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般送配電事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件によることができる。

※ 位置図（図面）・様式等につきましては、容量の都合上により添付しておりません。  
ご不明な点につきましては、担当部署へお問い合わせ下さい。

# 競争参加意思確認書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局喜界島農業水利事業所長  
百濟 昌人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示」について応募します。

また、4 「応募要件」を全て満たすとともに、下記1. 2について事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
2. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
3. 添付書類（証明書類）
  - ① 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
  - ② 電気事業法に基づく一般送配電事業者又は特定送配電事業者であることの証明書の写し
  - ③ 別紙「適合証明書」

別紙

## 適合証明書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
 九州農政局喜界島農業水利事業所長  
 百濟 昌人 殿

住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他( )	③チラシ

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 別添 1

### 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

#### 1 条件

①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、  
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域  
における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を、以下の表に当てはめた場合の評点の  
合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

#### 2 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

#### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添 1 の「各用語の定義」

用語	定義
①令和 5 年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和 5 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和 5 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 5 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする</p>

	<p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①工場等の廃熱又は排圧</li> <li>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</li> <li>③高炉ガス又は副生ガス</li> </ul> <p>3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和 5 年度の再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 5 年度の供給電力量に占める令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和 5 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 5 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</li> <li>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー</li> </ul>

	<p>—CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添1にのみ適用する。